



お知らせ
社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領

収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」についてのご照会は、控除証明書に表示されている年金事務所へお問い合わせください。

年金受給者の皆様へ

「扶養親族等申告書」の提出について

老齢年金でその年に支払いを受ける年金額が一定額以上の場合、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。

65歳未満の方
 年金額108万円以上
 65歳以上の方
 年金額158万円以上

※上記の年金額より少ない方は源泉徴収されません。

そのため、配偶者控除や扶養控除等の各種控除を受けるためには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のハガキを提出していただく必要があります。この申告書のハガキは、対象となる方へ11月上旬に日本年金機構から送付されます。

※対象とならない方には、このハガキは郵送されません。この「扶養親族等申告書」を提出されなかった場合は、各種控除が受けられず、提出された場合より源泉徴収税額が多くなる場合があります。提出期限までに忘れずに提出してください。

お問い合わせは「年金ダイヤル」0570-05-11165へ!



お知らせ
児童扶養手当についてのお知らせ

児童扶養手当(父子家庭)の経過措置は11月30日(火)までです。

5月26日に児童扶養手当法が改正され、8月1日を施行日とし、父子家庭も支給対象となりました。

町では、施行日より認定請求の受け付けを開始しております。

対象となる方は、次の項目を確認のうえ受付窓口へお越しください。

支給対象者
 父子家庭であり政令で定める所得額を超過しない方

受付場所等

町民課、吾北総合支所住民課、本川総合支所住民課にて、随時受け付けを行っています。

※原則として、認定請求を行った月の翌月から支給となりますが、経過措置として8月1日現在、支給要件

に該当する場合は11月30日(火)までに請求を行えば8月分から支給を受けられます。

必要な物

- ・印鑑
- ・世帯全員の住民票
- ・請求者及び子どもの戸籍謄本
- ・請求者の振込先の分かるもの

平成22年度所得証明書(平成22年1月2日以降に転入された方のみ)

・世帯分離証明書(該当者のみ)

・別居・監護申立書及び児童の住民票(該当者のみ)

問い合わせ

- 町民課
 ☎ 893-1117
- 吾北総合支所住民課
 ☎ 867-2300
- 本川総合支所住民課
 ☎ 869-2112